

一般廃棄物・リサイクル収集運搬処理業務仕様書

1. 目的

荒尾市民病院から排出される一般廃棄物の収集運搬業務に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 及びその他関係法令を遵守し、適正にこれを処理することを目的とする。

2. 業務名

荒尾市民病院一般廃棄物・リサイクル収集運搬処理業務

3. 履行機関

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 か年間)

4. 委託対象事業場

荒尾市民病院 (荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地)

5. 業務内容

- (1) 荒尾市民病院の指定する収集場所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守して適性に廃棄物の収集運搬・処理業務を行う。なお、業務範囲については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。
- (2) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。
- (3) 受託者は、業務が完了した際は、収集運搬日、廃棄物の種類、数量等を毎月 1 回委託者に報告し、決められた日までに請求書を提出する。

6. 廃棄物の種類及び数量

廃棄物の種類及び数量については次のとおりとする。

- ・一般廃棄物 (可燃物) 163,400 kg/年
- ・シュレッダー屑 1,200 kg/年
- ・空き缶 850 kg/年
- ・空き瓶 450 kg/年
- ・ペットボトル 650 kg/年
- ・新聞・雑誌等の紙類 2,400 kg/年
- ・ダンボール 5,700 kg/年

(平成 29 年度実績により算出)

7. 収集・運搬

次表に示す項目・回数により収集・運搬を行う。

- ・一般廃棄物（可燃物）・・・週 6回 月～土、祝祭日問わず
- ・シュレッダー屑・・・・・・・・ 週 1回
- ・空き缶・空き瓶・・・・・・・・ 月 3回
- ・ペットボトル・・・・・・・・ 月 3回
- ・新聞・雑誌等の紙類・・・ 月 3回
- ・ダンボール・・・・・・・・ 月 2回

8. 業務の実施

- (1) 受託者は業務の実施に先立ち、収集場所の現況並びに仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底する。
- (2) 業務実施中異常を認めたときで、緊急を要する場合は、速やかに委託者に報告する。
- (3) 院敷地内への車両の乗り入れ、積み込みに際しては細心の注意を払い作業を行うこと。
- (4) 収集後は廃棄物置場の清掃を行い、清潔保持に努めること。
- (5) 受託者が、業務を行うにあたり必要とされる手数料などの諸経費については、全て本契約に含むものとする。

9. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託者から委託された業務の一部又は全部について、他の者に再委託することはできない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は庫の限りでない。
- (2) 受託者がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

10. 事故等

受注者は委託された医療廃棄物を収集運搬から処分の完了まで法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その責任が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

11. 資格・要件等

受託者は、次の資格及び要件等を有することとする。

- (1) 荒尾市に平成 28・29 年度の入札等参加資格審査申請書の提出がなされ、入札参加資格を有する者であること。入札参加届出期間中に荒尾市から指名停止処分を受けていない者であること。
- (2) 収集運搬処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、収集運搬・処分に関する全ての許可を受けた業者であること。
- (3) 廃棄物収集運搬・処分については、荒尾市の登録業者であり、本院と同等又はそれ以上の病床数の病院等の実績が過去 3 年以上あり、問題なく業務を実施していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）による更生手続開始の申し立てがなされている

者ではないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）による再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (6) 荒尾市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係がある者ではないこと。
- (7) 関係法令に違反し、行政処分の適用を受けたことがある業者は、当該処分内容の是正後 1 年以上を経過していること。

12. 契約金額

- (1) 業務契約は単価契約とする。
- (2) 落札決定に当たっては、処分料については、1 年間の見込数量及び収集運搬回数に単価を乗じた金額の合計で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする（消費税及び地方消費税は除く）。

13. その他

- (1) 受託者は、仕様書に明記のない場合又は疑いを生じた場合においては委託者と協議する。
- (2) 受託者は、天候等により仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じた場合は、委託者と協議する。
- (3) 新病院建設により、収集場所・方法が変更になる際は、委託者・受託者協議の上決定するものとする。